

住みよい街づくりのために

お寄せください 皆さんの声

パブリックコメント

パブリックコメントは、市が策定する基本的な計画や、市民生活にかかわりの深い条例などを素案の段階で公表し、広く意見を求める制度です。については、市民の皆さんから計画に対するお考えをお聞きし、計画づくりの参考にさせていただきますため、次の3つの計画案のご意見を募集します。

- ① 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)
- ② 韮崎市子ども・子育て支援事業計画(案)
- ③ 第4次韮崎市障がい者ふれあい計画・第4期障がい福祉計画(案)

◆ 閲覧・意見書提出期間

1月16日(金) ~
2月13日(金)

8時30分~17時15分

※ 窓口での閲覧及び提出は土・日曜、祝日を除く

※ 郵送の場合、当日消印有効
※ 市政に対する「苦情の申し立て」やその案に対する賛否を問う「住民投票」とは異なります。

◆ 計画(案)公表場所

* 市ホームページ

* 庁舎1階情報公開コーナー

* 福祉課窓口

◆ 提出方法

書式は任意ですが、住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メール、または福祉課窓口へ直接ご持参ください。

■ 問い合わせ・提出先

〒407-18501

韮崎市水神一丁目3番1号
福祉課

(内線173~1805)

✉ fukushi@city.nirasaki.lg.jp
23-10249

下水道排水区域の見直しに関する都市計画(案)の縦覧

市では、下水道排水区域の見直しに伴う都市計画の変更を予定しており、次のとおり計画案の縦覧を行います。

市内に住所のある方、もしくは利害関係のある方は、計画案について意見書を提出することがありますのでご意見をお寄せください。

※ 意見書の書式は、建設課都市計画担当及び市ホームページで取得できますが、これ以外の様式で提出することも可能です。

◆ 縦覧及び意見書提出期間

1月13日(火) ~

1月30日(金)

8時30分~17時15分

※ 窓口での縦覧及び提出は土・日曜、祝日を除く

◆ 縦覧場所

建設課都市計画担当窓口

◆ 意見書の提出方法

意見書に住所、氏名、連絡先をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メール、または建設課窓口へ直接ご持参ください。

■ 問い合わせ・提出先

建設課都市計画担当

〒407-18501

韮崎市水神1-13-1
建設課都市計画担当

(内線250・251)

✉ kensetsu@city.nirasaki.lg.jp

23-11215

ひとりの親家庭の皆さんへ

小中学校入進学支度金制度のご案内

平成27年4月から、県内の小中学校(特別支援学校の小学部・中学部を含む)へ入進学する児童を養育しているひとり親家庭の父または母(父母のいない児童の養育者を含む)の方で、次の要件に当てはまる場合は、県と市から入進学の支度金・祝金が支給されます。

申請書は市福祉課窓口で用意していますので、期日までに申請してください。

山梨県ひとり親家庭小中学校入進学支度金

児童1人につき1万円

■ 支給要件

- ① 平成27年1月1日現在、県内に住所を有すること
- ② 平成26年度(平成25年分)の所得税が非課税世帯であること
- ③ 生活保護の受給世帯でないこと

■ 申請期限 1月30日(金)

■ 必要書類等

- ・ ひとりの親家庭医療費受給者証
- ・ 印鑑

・ 申請者(保護者)の通帳
※ ひとり親家庭医療費受給者証(写)が無い場合は、住民票謄本・扶養義務者全員の前年所得課税証明書が必要です。

韮崎市母子・父子世帯等小中学校入進学祝金

児童1人につき1万円

■ 支給要件

平成27年4月1日現在、韮崎市に住所を有すること

■ 支給方法

4月末日までに保護者の口座へ振込

■ 申請期限 3月31日(火)

■ 必要書類等

- ・ ひとり親家庭医療費受給者証
- ・ 印鑑
- ・ 申請者(保護者)の通帳
- ※ 1月2日以降に転入された方は、前住所地の所得課税証明書が必要になる場合があります。

■ 申し込み・問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線175)